

○那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則

昭和56年5月1日

規則第14号

改正 平成4年6月1日規則第21号

平成10年4月1日規則第15号

平成10年5月25日規則第33号

平成12年3月31日規則第14号

平成13年3月30日規則第9号

平成13年10月15日規則第40号

平成15年3月31日規則第7号

平成16年3月29日規則第17号

平成17年3月31日規則第25号

平成18年3月31日規則第15号

平成19年3月30日規則第19号

平成19年7月2日規則第38号

平成23年3月31日規則第10号

平成24年3月30日規則第25号

平成25年3月29日規則第57号

平成26年3月27日規則第15号

平成27年3月31日規則第13号

平成28年2月17日規則第8号

平成31年3月26日規則第13号

令和元年10月29日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市青少年問題協議会設置条例(昭和56年那覇市条例第16号)第9条の規定に基づき那覇市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 臨時会は必要に応じて招集する。

(幹事会)

第3条 協議会で審議する議案その他青少年健全育成に関する必要な事項について調査するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、市民スポーツ課長、学校教育課長、

教育相談課長、市民生活安全課長、商工農水課長、障がい福祉課長、保護管理課長、健康増進課長、地域保健課長、こども政策課長、子育て応援課長

- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に生涯学習部副部長を、副幹事長に生涯学習課青少年育成室長をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し幹事会への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、生涯学習課青少年育成室において処理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年6月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年5月25日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第14号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

付 則(平成13年3月30日規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年10月15日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月31日規則第7号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月29日規則第17号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第25号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年7月2日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第57号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月27日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年2月17日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月26日規則第13号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和元年10月29日規則第19号)

この規則は、令和元年11月1日から施行する。